

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

### 目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録  
昭和四十五年三月鳥取県告示第百三十八号の一部改正  
急傾斜地崩壊危険区域の指定  
農業振興地域整備計画の決定
- ◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集
- ◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催  
昭和四十七年度鳥取県職員採用上級試験の実施

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
向野、妙子	鳥医第一、六七七号	昭和四十七年四月十七日
小林 清	一、六七八号	十九日

#### 鳥取県告示第三百六十五号

昭和四十五年三月鳥取県告示第百三十八号(急傾斜地崩壊危険区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一号を次のように改める。

一 賀露急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱五十三号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 字 地 番 標柱番号

鳥取市 賀露町 下小路 一、〇三九一 一号

一、〇三九一七 二号

一、〇五五五 三号

一、〇六九九 四号

一、〇七三三 五号

湊ノ二	一、二六七	三一号
湊ノ三	一、三七二 一、四九〇	三〇号 二九号
湊ノ二	一、三一四	二八号
湊ノ一	一、一八九 一、一六四 一、一六二	二七号 二五号及び二六号
湊ノ一	一、一五七	二四号
湊ノ一	一、一六一次	二三号
湊ノ一	一、一五五	二二号
湊ノ一	一、一四四	二一号
湊ノ一	一、一三九	二〇号
湊ノ一	一、一三八	一九号
湊ノ一	一、一三四	一八号
湊ノ一	一、一七四	一七号
湊ノ一	一、一六二	一六号
湊ノ一	一、七四四	一四号及び一五号
湊ノ一	一、七四五	一三号
湊ノ一	一、一〇四	一一号
湊ノ一	一、一一一	一二号
湊ノ一	一、〇九六	九号
湊ノ一	一、〇一〇	一〇号
切戸		

鳥取県告示第三百六十六号  
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

湊ノ一	一、二五六 一、一八九 一、一八三	二六次一 三三三 三三三
湊ノ一	一、一八九 一、一七〇	三四号 三五号
湊ノ一	一、一六四	三六号
湊ノ一	一、七三二	三七号
湊ノ一	一、七三二	三八号
湊ノ一	一、一六三	三九号
湊ノ一	一、一六三	四〇号
湊ノ一	一、七一八	四一号から四四号まで
湊ノ一	一、七五二	四五号及び四六号
湊ノ一	一、七五二	四七号
湊ノ一	一、七五一	四八号
湊ノ一	一、〇三四	四九号及び五〇号
湊ノ一	一、〇三五	五一号
湊ノ一	一、〇三六	五二号及び五三号
下小路		
切戸		
六万防		
切戸		

船磯急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十六号と一号を結んだ線に囲まれた区域

郡市 町村 大字 字 地番 標柱番号

気高郡 気高町 八束水 中船戸屋敷 一、六六二 一号

魚見上り立 一、八五六 二号

二、六六六 三号

中船戸屋敷 二、六五六 四号

二、六五四 五号

二、六四九一 六号

二、六五〇内一 七号

二、六四四内一 八号

二、六四一一 九号

一、六一四一 一〇号

一、五二一 一一号

一、五一七内一 一二号

一、五六〇 一三号

一、五八七 一四号

一、五七六一三 一五号

一、六二七 一六号

一、六三二 一七号

一、六三七 一八号

一、六四二 一九号及  
二〇号

鳥取県告示第三百六十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九  
条第一項の規定に基づき、次のとおり農業振興地域整備計画を定めたので、  
同法第十二条第一項の規定により告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備え  
置いて縦覧に供する。

昭和四十七年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 名称

西部広域営農団地整備計画

(二) 対象地域

米子農業振興地域、中山農業振興地域、大山農業振興地域、淀江農  
業振興地域、岸本農業振興地域、会見農業振興地域、溝口農業振興  
地域、江府農業振興地域及び名和農業振興地域指定予定地域

二(一) 名称

広域営農団地関連野菜集送センター計画

(二) 対象地域

- 一、六四五 二二号
- 一、六四七 二二号
- 一、六五二 二三号
- 一、六五五 二四号
- 一、六五八 二五号
- 一、六六〇 二六号

米子農業振興地域、境港農業振興地域、中山農業振興地域、大山農業振興地域、淀江農業振興地、岸本農業振興地域、会見農業振興地域、西伯農業振興地域、溝口農業振興地域、江府農業振興地域、日野農業振興地域、名和農業振興地域指定予定地域、日吉津農業振興地域指定予定地域及び日南農業振興地指定予定地域

三(一) 名称

広域営農団地関連家畜市場計画

(二) 対象地域

倉吉農業振興地域、羽合農業振興地域、東郷農業振興地域、関金農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域、赤碓農業振興地域、泊農業振興地域指定予定地域、三朝農業振興地域指定予定地域及び北条農業振興地域指定予定地域

四(一) 名称

広域営農団地関連排水処理等公害対策施設計画

(二) 対象地域

倉吉農業振興地域、羽合農業振興地域、東郷農業振興地域、関金農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域、赤碓農業振興地域、泊農業振興地域指定予定地域、三朝農業振興地域指定予定地域及び北条農業振興地域指定地域

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十七年五月十六日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十七年五月十九日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 社会教育委員の任命について

(2) その他

公 告

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年 5月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

1 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記による学科試験

(イ) 火薬類取締に関する法令

(イ) 一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和47年7月2日(日曜日) 午前10時から12時まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本 なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火薬保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和47年6月1日から昭和47年6月10日まで

6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。  
昭和47年5月16日  
鳥取県公安委員長 田村純一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和47年6月8日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和47年6月14日 午後1時から	鳥取警察署会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

00474

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和47年度鳥取県職員採用上級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和47年5月16日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	8名	知事の事務部局又は教育委員会の事務部局に勤務し、一般行政事務に従事します。
農業	若干名	知事の事務部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
畜産	若干名	
農業土木	若干名	
土木	若干名	

2 受験資格

(1) 学歴及び資格 学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別
行政	昭和20年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
農業	昭和20年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。
畜産	
農業土木	

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
  - イ 禁治産者及び準禁治産者
  - ウ 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 第1次試験

(1) 方法

教養試験及び専門試験を大学卒業程度において、次の方法により行ないます。

ア 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 専門試験

試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式及び記述式により行ないます。

なお、専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	分	野
行政		政治学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、行政学、財政学、経済原論（経済政策及び経済史を含む。）、経済事情
農業		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産		家畜育種、家畜繁殖、家畜飼育、家畜栄養学、畜産各論、農業経営、畜産物利用、家畜衛生
農業土木		数学、水理学、応用力学、測量、材料施工、農業水利、土地改良、農業造構、農地造成、農業機械、農学一般、土木施工、土木材料

土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土木施工、河川、港湾、道路、橋梁、土質、都市計画、上・下水道、発電水力
----	---

(2) 試験日時及び試験場

ア 試験日時 昭和47年7月23日（日）

受付時間 8時10分から8時35分まで

試験開始 8時45分から

イ 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校（鳥取市東町2丁目112）

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験及び専門試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験及び専門試験のいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表

昭和47年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験

個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査

公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行

ないます。

ウ 身体検査

胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和47年8月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和47年9月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとにより作成する採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて高点順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、給料月額39,500円と初任給調整手当が支給され、その後は定期に昇給します。

また、上記給与のほかには諸手当として、扶養手当(配偶者2,200円、子のうち2人まで600円(配偶者を欠く場合そのうち1人が1,400円)、その他400円)、期末・勤勉手当(1年間に給料月額等の約4.8月分)、通勤手当(最高4,200円)、住居手当(最高3,000円)、時間外手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「上級申込請求」と朱書き、あて先を明記して20円切手をつた返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級受験申込」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつてください。

(3) 受付期間

昭和47年6月1日(木)から昭和47年6月30日(金)まで受け付けます。郵送の場合は、6月30日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をつた返信用封筒を必ず同封してください。